

日医発第647号(保109)
平成18年9月14日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥 人

組合員証等のカード化の実施について

「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」(平成17年内閣府・総務省・文部科学省令第2号)が平成17年11月11日に公布され、平成18年4月3日付け地方公務員等共済組合法施行規程運用方針の一部が改正されました。

これを受けて、今般、総務省自治行政局長及び同局公務員部福利課長より関係機関に対し、標記に係る通知が発出されましたのでご連絡いたします。

概要は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしく願い申し上げます。

記

1. 組合員等の利便性の向上等を図るため、組合員及び被扶養者毎にカード様式の組合員証及び組合員被扶養者証を交付する。(これに伴い、「遠隔地被扶養者証」は廃止される。)
2. カード様式の切り替えは「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」の施行日(平成17年11月11日)より適宜実施することができ、当分の間、改正前の紙様式による組合員証等を交付することができる。(各組合において、組合員証等の更新時期や財政状況等を考慮して判断される。)

3. 更新または検認を受けるため組合員証等を組合に提出した後において、療養の給付等を受ける必要がある場合には、所属所長が発行する資格証明書をもって療養の給付等を受けるものとする。
4. その他詳細については、添付資料を参照されたい。

(添付資料)

1. 組合員証等のカード化に伴う事務の取扱いについて（通知）
(平 18.9.4 総行福第 268 号 総務省自治行政局長)

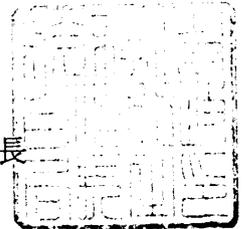


総行福第268号
平成18年9月4日

厚生労働省保険局長
(保険課扱い)
日本医師会会長
日本歯科医師会会長
日本薬剤師会会長
社会保険診療報酬支払基金理事長

} 殿

総務省自治行政局長



組合員証等のカード化に伴う事務の取扱いについて（通知）

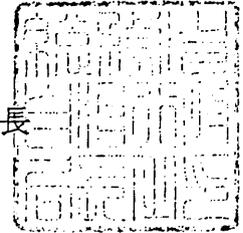
標記のことについて、別紙のとおり通知したので、参考までに通知します。



総行福第180号
平成18年4月3日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局長



地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の施行について（通知）

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成17年内閣府・総務省・文部科学省令第2号。以下「改正命令」という。）が平成17年11月11日に公布されるとともに、平成18年4月3日付け総行福第179号により地方公務員等共済組合法施行規程運用方針（昭和37年10月3日付け自治甲公第10号。以下「運用方針」という。）の一部が改正されました。

このたびの改正の概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の市町村（一部事務組合を含む。）並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。）に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

記

第1 改正の趣旨

現在、世帯毎に紙で交付されている組合員証について、組合員等の利便性の向上等を図るため、組合員及び被扶養者毎に交付されるカード様式の組合員証及び組合員被扶養者証とすること。

第2 改正の内容

- 1 組合員の資格を取得した者に対して地方公務員共済組合（以下「組合」という。）が交付する組合員証についてカード様式とされたこと。（改正命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「改正後の規程」という。）別紙様式第14号関係）
- 2 組合員証の表面には、組合員証の記号・番号、組合員の氏名、性別、生年月日及び資格取得年月日、発行機関所在地並びに保険者番号・名称を記載することとされたこと。（改正後の規程別紙様式第14号関係）

- 3 組合は被扶養者申告書を受理したときは、被扶養者毎にカード様式の組合員被扶養者証を作成し、組合員に交付することとされたこと。これに伴い、現行の遠隔地被扶養者証は廃止することとされたこと。（改正後の規程第100条第1項及び別紙様式第19号関係）
- 4 組合員被扶養者証の表面には、組合員被扶養者証の記号・番号、被扶養者の氏名、性別、生年月日及び認定年月日、組合員氏名、発行機関所在地並びに保険者番号・名称を記載することとされたこと。（改正後の規程別紙様式第19号関係）
- 5 船員組合員証及び船員組合員被扶養者証並びに任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証についても、1人1枚のカード様式とされたこと。（改正後の規程別紙様式第40号、第41号、第46号及び第46号の2関係）
- 6 また、高齢受給者証についても、1人1枚のカード様式とし、高齢受給者証の表面には、高齢受給者証の記号・番号、発効年月日及び有効期限、対象者の氏名、性別及び生年月日、組合員氏名、一部負担金の割合、発行機関所在地並びに保険者番号・名称を記載することとされたこと。なお、組合員証及び組合員被扶養者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証並びに任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記することにより、高齢受給者証の交付に代えることができることとされたこと。（改正後の規程第100条の2第1項及び別紙様式第20号関係）
- 7 組合員証等（組合員証及び組合員被扶養者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証並びに高齢受給者証をいう。以下同じ。）のカードの材質は限定しないが、ある程度耐久性を持つものを基本とし、カードの大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとされたこと。また、組合員証等の注意事項については、別途組合員等に周知することにより省略することができることとされたこと。（改正後の規程別紙様式第14号、第19号、第20号、第40号、第41号、第46号及び第46号の2関係）
- 8 組合員証等については、別紙様式に定める記載内容等と著しく均衡を失することのない範囲内で、これと異なる様式とすることができることとされたこと。（改正後の運用方針第185条関係）
- 9 組合員証の検認又は更新は、組合の定めるところにより行うこととされたこと。（改正後の規程第97条第1項関係）
- 10 被扶養者に組合員被扶養者証等が交付されることに伴い、組合員証等再交付申請書

について所要の整備を行うとともに、新たに組合員被扶養者証整理簿及び任意継続組合員被扶養者証整理簿を整備することとされたこと。（改正後の規程別紙様式第16号、第19号の2及び第47号の2関係）

11 その他組合員証等のカード化に伴い、所要の規定の整備を行うこととされたこと。

12 上記の措置は改正命令の公布の日から施行することとされたこと。ただし、組合員証等の更新時期等を考慮して、当分の間、改正命令による改正前の組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、船員組合員証、船員被扶養者証及び任意継続組合員証を交付することができることとされたこと。（改正命令附則第1項及び第2項関係）



総行福第181号
平成18年4月3日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長



組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて

組合員証等（組合員証及び組合員被扶養者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証並びに高齢受給者証をいう。以下同じ。）のカード化等については、「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の施行について」（平成18年4月3日付け総行福第180号）で通知したところですが、その取扱いにあたっての留意事項は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の市町村（一部事務組合を含む。）並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。）に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

記

第1 組合員証等のカード化に関する事項

- 1 カード様式の組合員証等への切り替えは、各組合の判断により、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成17年内閣府・総務省・文部科学省令第2号。以下「改正命令」という。）の施行の日（平成17年11月11日）以降適宜行うことができること。なお、当分の間、改正命令による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）の様式による組合員証等（以下「紙様式の組合員証等」という。）を交付することができることとしており、各組合において、組合員証等の更新時期や財政状況等を考慮して判断すること。
- 2 組合員証等のカード化を実施しない組合においては、紙様式の組合員証等を引き続き使用できるものであること。この場合、紙様式の組合員証等を交付する場合に、当該組合員証等を1人1枚化して交付することはできないこと。
- 3 組合員証等の材質については、「プラスチックその他の材料を用い、使用に十分

耐えうるものとする」と定めているところであり、組合員証等の利便性等を考慮して耐久性のあるものとする。

- 4 組合員証等の大きさ（縦54ミリメートル、横86ミリメートル）を変更することはできないこと。
- 5 組合員証等の色地及び印刷文字の色は特定しないが、表面印字がわかりづらくならないように、さらには医療機関の窓口等において混乱が生じることのないよう、見やすいものとする。
- 6 組合員証等の表面に記載することとされている事項（組合員証の記号及び番号、組合員又は被扶養者の氏名、性別、生年月日、組合員の資格取得年月日又は被扶養者の認定年月日、発行機関所在地並びに保険者番号名称及び印等）は、表面に記載すること。
- 7 組合員又は被扶養者の氏名は、必ず組合員、船員組合員資格取得届書（施行規程別紙様式第13号）又は被扶養者申告書（施行規程別紙様式第15号）に記載された文字と同一の文字により記載すること。
- 8 組合員証等の組合印の印影については、朱色で印刷して差し支えないこと。また、印影の縮小も差し支えないこと。
- 9 組合員証等については、記載する文字の大きさを変更する、組合員証等の検認又は更新を行うことを予定している日、組合の記章、組合員等の顔写真など必要記載事項以外のものを記載する、組合員証等の余白に必要な事項を記載するなど、組合の判断により、所要の変更又は調整を加えることができるが、この場合においても、表面印字等が分かりづらくならないようにすること。
- 10 視覚障害者に対する配慮（希望する者には、カード表面に氏名等を点字で表示するなど）に努めること。
- 11 組合員証等のカード化に当たり、ICカード等の高機能カードを採用するかどうかについては各組合の判断に委ねているところであるが、高機能カード化に当たっては、費用対効果等を総合的に勘案しつつ、組合の円滑かつ安定的な運営を損なうことのないように十分検討すること。なお、この場合、計画段階の早い時期に当該に協議すること。
- 12 上記の取扱いのほか、紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切り替えに当たっては、特に次の事項に留意すること。

- (1) 被扶養者の認定の適否を再確認すること。
- (2) カード様式の組合員証等への切り替えにより無効となる紙様式の組合員証等については、カード様式の組合員証等との交換等によりもれなく確実に回収すること。
- (3) 回収後の紙様式の組合員証等については、表面に油性マジック等で×印を表示するか穴をあけるなど無効である旨を表示し、厳重に管理したうえで速やかに破棄するなど、個人情報漏洩が生じないよう万全を期すこと。
- (4) カード様式の組合員証等への切り替えに際し、紙様式の組合員証等を滅失したことにより組合に提出できない者については、組合員証等再交付申請書（別紙様式第16号）を必ず提出させ、組合員の資格等を確認の上、カード様式の組合員証等を交付すること。

- 13 カード様式の組合員証等を交付する場合は、事前に当課あて報告されたいこと。
- 14 上記のほか、組合員証等のカード化に当たって疑義等が生じた場合には、当課に照会されたいこと。

第2 組合員証等の更新・検認に関する事項

- 1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切り替えを行った組合については、施行規程第97条第1項に基づく組合員証等の更新又は検認の時期については、今後、各組合の判断によりその実施時期を定めることができること。なお、組合員又は被扶養者について引き続き適切に資格認定を行うため、組合員証等の検認については、従来どおりの期間に実施することが適当であること。
また、紙様式の組合員証等を引き続き使用する組合においても、同様の取扱いとなること。
- 2 組合員が組合員証等を更新又は検認のため当該組合員証等を組合に提出した場合において療養の給付を受ける必要があるときは、所属所長が発行する資格証明書をもって療養の給付等を受けるものとする。なお、資格証明書の交付を受けた者が療養の給付等を受ける場合には、当該資格証明書を医療機関等に確実に提示するよう周知徹底を図ること。
- 3 資格証明書の交付は、療養の給付を受ける者1人につき、同一事情に関し1回限りとし、交付簿を作成して交付すること。
なお、資格証明書の交付を受けた者が療養の給付を受ける必要がなくなったとき又は組合員証等の更新又は検認の期日を経過したときは、直ちに当該資格証明書を所属所長に返付させること。